

現行の ページ	現行	修正案
7	<p>第1編 総論</p> <p style="text-align: center;">第1章及び第2章 省略</p> <p>第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等</p> <p>1 関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>(4) 指定公共機関</p> <p style="color: red;">（「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令第3条」及び「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第2条第6号</p> <p>に規定する指定公共機関の公示」により指定されている機関をいう。）</p> <p style="text-align: center;">第4章 省略</p> <p>第5章 市国民保護計画が対象とする事態</p> <p>市国民保護計画が対象とする武力攻撃事態及び緊急対処事態は以下のとおりとする。</p> <p>1 武力攻撃事態</p> <p>我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危機が切迫していると認められるに至った事態をいう。</p> <p style="text-align: center;">(1) 省略</p> <p>(2) 内容 省略</p> <p>ア 核兵器等</p> <p>核反応を利用した兵器。原子爆弾、水素爆弾、中性子爆弾、また核弾頭を装着したミサイルなど。</p> <p>(特徴)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内容 省略 ・ 内容 省略 ・ 内容 省略 ・ 核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及び除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。 	<p>第1編 総論</p> <p style="text-align: center;">第1章及び第2章 省略</p> <p>第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等</p> <p>1 関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>(4) 指定公共機関</p> <p style="color: red;">（「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令第3条」及び「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第2条第7号</p> <p>に規定する指定公共機関の公示」により指定されている機関をいう。）</p> <p style="text-align: center;">第4章 省略</p> <p>第5章 市国民保護計画が対象とする事態</p> <p>市国民保護計画が対象とする武力攻撃事態及び緊急対処事態は以下のとおりとする。</p> <p>1 武力攻撃事態</p> <p>我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危機が切迫していると認められるに至った事態をいう。</p> <p style="text-align: center;">(1) 省略</p> <p>(2) 内容 省略</p> <p>ア 核兵器等</p> <p>核反応を利用した兵器。原子爆弾、水素爆弾、中性子爆弾、また核弾頭を装着したミサイルなど。</p> <p>(特徴)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内容 省略 ・ 内容 省略 ・ 内容 省略 ・ 核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。
14	<p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第1章 組織・体制の整備等</p> <p style="text-align: center;">第1から第4まで 省略</p> <p>第5 研修及び訓練</p> <p style="text-align: center;">1 省略</p> <p>2 訓練</p> <p style="text-align: center;">(1)及び(2) 省略</p> <p>(3) 市における訓練に当たっての留意事項</p> <p style="text-align: center;">アからオまで 省略</p>	<p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第1章 組織・体制の整備等</p> <p style="text-align: center;">第1から第4まで 省略</p> <p>第5 研修及び訓練</p> <p style="text-align: center;">1 省略</p> <p>2 訓練</p> <p style="text-align: center;">(1)及び(2) 省略</p> <p>(3) 市における訓練に当たっての留意事項</p> <p style="text-align: center;">アからオまで 省略</p>
28	<p style="text-align: center;">第2章から第4章まで 省略</p> <p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p>	<p style="text-align: center;">第2章から第4章まで 省略</p> <p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p style="color: red;">カ 訓練実施時は、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。</p>

<p>5 2</p>	<p style="text-align: center;">第1章から第3章まで 省略</p> <p>第4章 警報の伝達等及び避難住民の誘導等</p> <p style="text-align: center;">第1 省略</p> <p>第2 避難住民の誘導等</p> <p style="text-align: center;">1及び2 省略</p> <p>3 避難住民の誘導</p> <p>(3) 武力攻撃事態の類型等に応じた住民避難</p> <p>ア 弾道ミサイルによる攻撃の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長は、避難の指示に基づき住民を避難させる。 <p>その場合、<u>できるだけ</u>近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、準地下街等の地下施設に避難させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内容 省略 <p style="text-align: center;">内容 省略</p> <p style="text-align: center;">4 省略</p> <p>第5章 救援</p> <p style="text-align: center;">1及び2 省略</p> <p>3 救援の内容</p> <p>(1) 市長は、知事から救援の実施に関する事務の委任の通知を受け公示がなされたときは、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(<u>平成16年厚生労働省告示第343号</u>。以下「救援の程度及び方法の基準」という。)に基づき救援を行う。</p> <p>市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p> <p style="text-align: center;">(2)及び(3) 省略</p> <p style="text-align: center;">4 省略</p> <p>第6章 安否情報の収集・提供</p> <p>1 安否情報の収集</p> <p>(1) 市長は、避難住民の誘導の際や避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理している医療機関、学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。</p> <p>また、安否情報の収集は、避難住民から任意で収集した情報のほか、<u>住民基本台帳、外国人登録原票等</u>市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。</p> <p style="text-align: center;">(2)及び(3) 省略</p> <p style="text-align: center;">2から5まで 省略</p> <p style="text-align: center;">第7章から第11章まで 省略</p> <p style="text-align: center;">第4編及び第5編 省略</p>	<p style="text-align: center;">第1章から第3章まで 省略</p> <p>第4章 警報の伝達等及び避難住民の誘導等</p> <p style="text-align: center;">第1 省略</p> <p>第2 避難住民の誘導等</p> <p style="text-align: center;">1及び2 省略</p> <p>3 避難住民の誘導</p> <p>(3) 武力攻撃事態の類型等に応じた住民避難</p> <p>ア 弾道ミサイルによる攻撃の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長は、避難の指示に基づき住民を避難させる。 <p>その場合、<u>できるだけ</u>、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、準地下街等の地下施設に避難させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内容 省略 <p style="text-align: center;">内容 省略</p> <p style="text-align: center;">4 省略</p> <p>第5章 救援</p> <p style="text-align: center;">1及び2 省略</p> <p>3 救援の内容</p> <p>(1) 市長は、知事から救援の実施に関する事務の委任の通知を受け公示がなされたときは、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(<u>平成25年内閣府告示第229号</u>。以下「救援の程度及び方法の基準」という。)に基づき救援を行う。</p> <p>市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p> <p style="text-align: center;">(2)及び(3) 省略</p> <p style="text-align: center;">4 省略</p> <p>第6章 安否情報の収集・提供</p> <p>1 安否情報の収集</p> <p>(1) 市長は、避難住民の誘導の際や避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理している医療機関、学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。</p> <p>また、安否情報の収集は、避難住民から任意で収集した情報のほか、<u>住民基本台帳等</u>市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。</p> <p style="text-align: center;">(2)及び(3) 省略</p> <p style="text-align: center;">2から5まで 省略</p> <p style="text-align: center;">第7章から第11章まで 省略</p> <p style="text-align: center;">第4編及び第5編 省略</p>
------------	--	---